

久慈市体育施設（山形地区2施設）指定管理者募集要項

久慈市（以下「市」といいます。）は、久慈市体育施設（山形地区2施設）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年久慈市条例第54号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者の応募に当たっては、この要項に定めるもののほか、次の法令を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (4) 体育施設条例（平成18年久慈市条例第175号。以下「条例」といいます。）
- (5) 体育施設条例施行規則

【募集の概要】

1 対象施設

指定管理者を募集する施設は、次のとおりです。（詳細は久慈市体育施設（山形地区2施設）の概要等のとおり）これらの施設を一括し、総合的な管理運営をする指定管理者を募集します。

| 施設名 | 所在地 |
|----------------|--------------------|
| 久慈市屋内ゲートボール場 | 久慈市山形町川井第13地割70番地3 |
| 久慈市山形B&G海洋センター | 久慈市山形町川井第13地割70番地2 |

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等の規定に基づき、施設を適正に管理運営すること。
- (2) 使用許可の基準
- (3) 取得した個人情報を適正に管理すること。

個人情報の保護に関する法令及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条及び個人情報取扱特記事項の規定等を遵守すること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務(概要)

- (1) 条例第2条に掲げる事業に関する事業（条例第4条第1号）
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務（条例第4条第2号）
- (3) 市長が特に必要と認める業務（条例第4条第3号）
- (4) 使用時間を臨時に変更すること（条例第5条第2項）
- (5) 開館期間の変更、臨時に開館又は休館すること（条例第5条第2項）
- (6) 使用の許可及び使用事項の変更（条例第6条第1、2項）
- (7) 使用許可に条件を付すこと（条例第6条第3項）
- (8) 団体使用の優先、同一使用者の3日制限など（条例第6条第4、5項）
- (9) 行為の許可（条例第7条第1、2項）

- (10) 使用、行為の許可の取消等（条例第9条）
- (11) 利用料金を定めること（条例第10条第2項）
- (12) 利用料金の免除（条例第11条）
- (13) 施設等を損傷した者に対する原状回復等の指示（条例第13条）

ただし、(5)及び(11)の行為をするときは、事前に市長の承認が必要です。

- (14) その他「久慈市体育施設（山形地区2施設）指定管理者仕様書」のとおり

4 指定期間(予定)

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理に関する経費

(1) 委託費

指定管理業務に係る委託費は、上記に定める指定期間をとおして下記委託費基準価格以内（一切の経費を含む。）とします。委託費基準価格を超える応募については、審査の対象外となりますのでご注意ください。

| | |
|---------|--|
| 委託費基準価格 | 106,545 千円 (21,309 千円/年×5年) (消費税及び地方消費税 (10%) を含む) |
|---------|--|

市は、指定管理業務の経費を、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに予算の範囲内で支払います。(前金払をすることがあります。)

また、消費税率の改定があった場合の支払額については、当該改定時の制度に従って支払います。

(2) 委託費以外の収入の取扱い

ア 利用料金収入は指定管理者の収入とします。

イ 事業収入

指定管理者が行う事業の収入は、指定管理者の収入とします。

| |
|--|
| ただし、利用料金収入について、単年度の利用料金収入の決算額が当該年度の収支予算の利用料金見積額を大幅に上回るなどの場合には、市は収支状況に鑑み、その収入の一部を市に納付させること、又は住民サービス改善のための投資を行うなどの措置を講ずることにつき協議することができるものとします。 |
|--|

(3) 参考資料

過去3年の、施設の運営に要した光熱水費及び利用料金収入の実績は、「現在の管理運営状況」のとおりです。

6 事業継続が困難な場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- (3) 上記により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、市に生じた損害を賠

償しなければなりません。

- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は、施設運営の可否について協議することとします。

【応募方法】

1 応募資格

- (1) 市内に事務所、事業所を有し、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営することができる次の団体とします。

ア 説明会に参加した団体

イ 管理運営にあたって必要な、資格を有する又は許可等を受けている団体

- (2) 次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 市から指名停止処分を受けているもの

ウ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

オ 申請団体の役員に次のいずれかに該当するものが含まれているもの

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

- (3) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めて応募してください。この場合において、代表団体以外の団体は、当該グループの構成員として扱います。

なお、単独で応募した団体は、グループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

2 応募に当たっての留意点

- (1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

- (2) 提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

- (3) 応募書類の変更禁止

応募に当たって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

- (4) 団体構成の変更の禁止

複数の団体がグループを構成して応募した場合、応募書類の提出期限後における団体構成

を変更することを禁止します。

(5) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(6) 応募書類の取扱い

応募に当たって提出された書類は、返却しません。なお、提出された書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開請求者の求めがあった場合には、情報公開条例（平成18年久慈市条例第20号）の規定に基づき公開することとなります。

(7) 著作権

ア 指定管理者の決定までの間、応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、本指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 指定管理者の決定後、選定された応募書類の著作権は、市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

なお、応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しません。

(8) 審査に関わる者との接触の禁止

選定の審査を公平に行うため、応募書類の提出、説明会、質問回答等応募に必要な場合を除き、審査に関わる者との接触を禁止します。

(9) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出してください。

3 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を10部（原本1部、写し9部）提出してください。

また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定申請書(別記様式第1号)

グループ申請の場合、グループ申請構成表（別記様式1-1号）も提出してください。

イ 誓約書（別記様式第2号）

ウ 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の事業計画書（別記様式第3号）及び収支予算書(別記様式第4号)

※収支予算書（別記様式第4号）は、現行の税率及び利用料金で算定してください。

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書

カ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

キ 管理運営について提案がある場合は、管理運営提案書

ク 職員配置計画（別記様式第5号）

ケ 受託事業実績概要書（別記様式第6号）

コ 地域貢献活動調書（別記様式第7号）

- サ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類似するもの
- シ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの
- ス 納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

※団体として納税証明書が発行できない場合は、代表者の納税証明書とする。

(2) 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。なお、久慈市のホームページからもダウンロードできますのでご確認ください。

配布期間：令和5年9月1日（金）～令和5年10月16日（月）

配布時間：平日 午前8時30分から午後5時まで

配布場所：久慈市教育委員会事務局 生涯学習課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

電話 0194(52)2156 FAX 0194(52)2127

Eメール syatai@city.kuji.iwate.jp

久慈市ホームページアドレス <https://www.city.kuji.iwate.jp>

※ 募集要領等の郵便請求は受けません。

(3) 募集要項に関する質問の受け付け及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。質問に対する回答は、郵送又は電子メール等により令和5年10月6日（金）までに質問者あてに直接回答するとともに市のホームページに掲載します。

受付期間：令和5年9月20日（水）～令和5年9月27日（水）午後5時まで

受付方法：質問書（別記様式第8号）に記入のうえ、郵送又は電子メール等により久慈市教育委員会事務局生涯学習課あて送付（送信）してください。郵送の場合は、受付期間内必着とします。（電子メール等により送信された場合は、送信後必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）

(4) 説明会

説明会を次のとおり開催します。

日 時：令和5年9月20日（水）午前9時30分

場 所：久慈市山形B&G海洋センター ミーティングルーム

内 容：ア 指定までのスケジュール、募集要項等の説明（30分程度）

イ 屋内ゲートボール場、B&G海洋センターの現地説明（1時間30分程度）

申 込：参加を希望される団体は、説明会参加申込書（様式第9号）に記入のうえ、郵送又は電子メール等により令和5年9月19日（火）午後5時までに申し込みください。

(5) 申請書類の提出期限及び提出方法

申請書類の提出の受付を次のとおり行います。

申請書提出期限：令和5年10月16日（月）午後5時まで

提 出 先：久慈市教育委員会事務局 生涯学習課 社会体育係

提出方法：受付期限までに、直接または郵送（必着）により提出してください。

【選定方法】

1 指定管理者の選定等

次のとおり、応募書類及び面接により選定します。

(1) 第1次審査

書類審査により、資格があるものかどうかの確認を行った後、申請書の内容を書面により審査します。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した団体から応募書類の内容について、追加説明やプロポーザル（提案）を受け、その後、質疑応答を行います。

2 選定基準

選定基準は、次のとおりです。

(1) 応募資格を有するものであること

(2) 市民の平等な利用が確保されること

(3) サービスの向上が図られること

(4) 管理に係る経費の縮減が図られること

(5) 事業計画に基づき、継続して適正に管理運営することができる人的能力及び物的能力を有すること

3 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、指定管理者選定審査会の審査及び議会の議決を経て、市長が指定します。

(2) 結果の通知

応募者全員に、文書でお知らせします。

(3) 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、久慈市役所掲示場に告示するとともに、広報くじに掲載します。

4 指定までの手続

指定管理者の指定は、議会において、指定管理者の指定が議決された後となります。指定後は速やかに現在の委託先又は市との引継ぎを行います。

なお、業務引継ぎに要した費用は、それぞれの団体の負担とします。

また、議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。さらに、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

5 指定後の手続

業務の実施に関する細目事項、管理の基準に関する細目事項、管理に要する経費に関する細目事項等について、市長と協議のうえ、協定を締結するものとします。

【その他】

施設利用者と市の負担の適正化を図るため、施設使用料の見直しを進めておりますが、現時点では使用料の改定は未定です。応募に必要な書類のうち、施設の管理に関する収支予算書については、現行使用料で算定するものとし、使用料改定が議決された場合は、再度協議するものとなります。

なお、消費税率の改定が予定されていますが、応募にあたっては現行の税率で算定してください。増税分は市が負担します。

その他、ご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

久慈市教育委員会事務局 生涯学習課 社会体育係

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

TEL : 0194(52)2156 FAX : 0194(52)2127

Eメール : syatai@city.kuji.iwate.jp

久慈市ホームページアドレス : <http://www.city.kuji.iwate.jp/>